(インフルエンザによる出席停止の扱いについて)

インフルエンザに感染し保育園を欠席した場合は「出席停止」になります。

発症し、医療機関を受診した後、登園再開日には下記の「登園許可証」を保護者が記入しご提出ください。

「発症日の翌日から6日目、かつ解熱日の翌日から4日目を登園可能日とする」

- ※登園当日は、朝の検温など、健康観察もお願いします。
- ※医療機関では、インフルエンザに関しての治癒証明書は出ませんので、ご注意ください。

	IJ	}	IJ	
--	----	----------	----	--

登 園 許 可 証

		年	月	日
組	名前			

発症日	1日目	2日目	3 日目	4日目	5日目	登園可能日
/	/	/	/	/	/	/

解熱日	1日目	2日目	3 日目	登園可能日
/	/	/	/	/

[※]両方を満たしていれば登園可能です日にちがずれてしまった場合は<u>遅い日にち</u>で登園してください。

※発症とは医療機関を受診し、医師によって「インフルエンザ」と診断されたことを指します。

ナた庁供(○玄田よ)	発熱(°C)、頭痛、咳、鼻水、喉痛、倦怠感、筋肉・関節の痛み
主な症状(〇で囲む) 	その他()
結果(〇で囲む)	A型 B型 インフルエンザ症状
受診した医療機関	

保護者氏名	EN
体影句 以.们	⊢ I.